

第4回 火災防護検討会 議事録

1. 日時 平成17年2月18日(金) 13:30~15:45

2. 場所 日本電気協会 4階 D会議室

3. 出席者(敬称略,五十音順)

出席委員:内藤主査(中部電力),吉永副主査(関西電力),伊東(東京電力),江島(九州電力),大倉(日立製作所),角谷(三菱重工業),島(北陸電力),長橋(日本原電),三原(四国電力),吉田(電源開発) (10名)

代理出席委員:岸良(中国電力・増田),玉手(北海道電力・荒木),山田(東北電力・只隈) (3名)

欠席委員:納本(東芝) (1名)

常時参加者:池田(中部電力)

事務局:平田

4. 配布資料

資料 No.4-1 第3回 火災防護検討会 議事録(案)

資料 No.4-2-1 JEAG 反映要否検討(建築基準法関連)サマリー

資料 No.4-2-2 火災防護指針改訂検討シート

資料 No.4-2-3 建設基準法規の耐火構造・耐火性能に関する改訂の JEAG4607への反映に係る課題・要確認事項

資料 No.4-3-1 火災防護指針関連法規改訂内容(建築基準法関連)

資料 No.4-3-2 火災防護指針関連法規改訂内容(民間規格関連)

資料 No.4-4 火災防護指針改定に関する現状設計調査要否(国内法規類関連)

資料 No.4-5 原子力発電所の火災防護に関する海外指針類等の調査業務委託計画書の内容詳細化(案)

資料 No.4-6 JEAG4607-1999の改定作業(中間報告)(案)

資料 No.4-7 火災防護検討会活動計画表

資料 No.4-8 安全設計分科会 規格改廃要否の検討及び平成16年度活動実績,平成17年度活動計画(案)

参考 原子力規格委員会 安全設計分科会 火災防護検討会委員名簿

5. 議事

(1) 前回議事録確認

事務局より,資料No.4-1に基づき,第3回 火災防護検討会 議事録(案)(事前に配布しコメントを反映済み)の説明があり,原案どおり了承された。

(2) 副主査の指名について

内藤主査より,火災防護検討会副主査として関西電力 吉永委員の指名があった。

(3) JEAG反映要否検討状況について

角谷委員より、資料No.4-2-1～No.4-2-3に基づき、建築基準法に関連する法令改正に伴い、本指針の改定に反映が必要か否かについてまとめた改定検討シートの説明があった。また、長橋委員より、資料No.4-2-2に基づき、火災防護審査指針と省令62号改正案を勘案した「放射線分解に伴う水素発生による火災防止」に関するJEAGへの反映方法について説明があった。

建築基準法関連の法令改正における下記の2つの事項については、本指針の内容と関係が深く十分な検討が必要なため、法令改正の経緯やそのバックデータなど引続き調査をしていくこととした。

a) 建設省新告示では、旧告示に記載されていた耐火壁としての2時間の性能がなくなった。これにかわり新告示には、耐火性能として、非損傷性、遮熱性、遮炎性の記載が追加され、それぞれ1時間の性能を有することが示されている。

b) 建築基準法施行令及び建設省告示の改正にて「予測される火災の継続時間」と「保有耐火時間」について、性能規定がされている。

「放射線分解に伴う水素発生による火災防止」については、長橋委員からの提案があった反映方法を基本とするが、文案については、指針全体の記載方法について見直しを行なう時点で、本文と解説の関係など他の文章と整合が図られるように、別途検討することとした。

なお、本件については省令62号が改正中であることを勘案して、その動向を踏まえて検討を行っていく。

これに関連して、内藤主査より「放射線分解に伴う水素発生による火災防止」対策について各社(特にBWR)における設備対応状況の調査依頼があった。今後、検討件名による各社における設備調査結果は資料No.4-4のフォーマットにて整理をしていく。

(4) 火災防護関連海外技術動向調査について

角谷委員より、資料No.4-5に基づき、前回の資料に具体的調査内容などを加えた火災防護関連海外技術動向調査についての説明があった。

(5) 火災防護指針改定作業中間報告について

内藤主査より、資料No.4-6に基づき、平成17年3月14日開催の第8回安全設計分科会で報告する検討会の活動状況についてまとめた資料であることの前置きがあり、その内容について説明があった。本資料については、持ち帰り内容を精査しコメントがあれば3月4日(金)を目途として内藤主査もしくは池田常時参加者まで連絡をすることとした。また併せて、資料No.4-7に基づき、次年度の活動を中心とした規格改定スケジュールについて説明があった。

6. その他

(1) 事務局より、安全設計分科会の開催を勘案して、委員交代を含む委員名簿の確認依頼があった。

(2) 資料No.4-3-1火災防護指針関連法規改訂内容(建築基準法関連)については、以前の資料に必要な事項を加えたものであり本資料と差替えを行なう。また、資料No.4-3-2火災防護指針関連法規改訂内容(民間規格関連)については、次回検討を行う。

(3) 次回の火災防護検討会は、5月を目途で別途調整することとした。

以上